

SLN No. 100 2003. 4. 1

合衆国、ヨーロッパ、および日本における著作権存続期間の延長

デニス S. カージャラ

Jack E. Brown Professor of Law

アリゾナ州立大学

2003年1月15日、連邦最高裁判所は Eldred v. Ashcroft 事件[注1]において1998年ソニー・ボノ著作権保護期間延長法(CTEA)[注2]が違憲であるとの主張を斥けた。同法はすべての既存および将来の著作物に関する著作権の保護期間に20年を加えた。少数意見は2名(Breyer 裁判官と Stevens 裁判官)のみであったがその反対を押さえて、Ginsburg 裁判官が著作権法を採択する連邦議会の権限に対する憲法上の制限は連邦議会自体によってのみ決定されるべきであるとの多数意見を書いた。換言すれば、著作権に関しては議会の権限の司法審査(judicial review)は本質的に存在しないのである。従って期間延長を求めて強力なロビー活動を行った特定利害関係者の影響の下に、連邦議会は15年ほど後にも依然自由に期間を再び延長することができ、それによって非公式に合衆国憲法を修正し、連邦憲法に定められた著作権は「学術の進歩を促進すべきであること」という要件ばかりでなく、著作権保護期間に関する「一定の期間」の制限をも排除する。今まで公益がこのような少数派にかくも多くを奪われたことはほとんどなかった。[注3]

著作権保護期間延長の基礎となる政策

SOFTIC

©2003 (財)ソフトウェア情報センター
本誌記事の無断転載を禁じます。

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 5-1-4 東都ビル 4階
TEL. (03)3437-3071 FAX. (03)3437-3398
E-mail: staff@softic.or.jp URL <http://www.softic.or.jp/>



この事業は、競輪の補助金を受けて実施したものです。

ソニー・ボノ法は、合衆国憲法を離れても、立法政策の問題として誤りである。同法は新しい著作物創作のために特別のインセンティブを作り出すことはない。[注 4]同法は合衆国の著作権保護期間をEUの著作権保護期間と「調和」させるものでもない。[注 5]同法は実際、多くの個人の合衆国著作権者に EU 連合内よりも長期の著作権を認める（EUは保護期間の問題に関して「内国民待遇」ではなく、「より短期の方による原則」に従うからである）。しかし同法は合衆国内のEU（およびその他一切の）著作権を延長し、その費用は合衆国の大衆が負担する。合衆国は合衆国著作物の群をぬいて最大の消費者であり、合衆国の消費者が合衆国および外国の著作権者の両者に支払うロイヤルティの支払の増加は、合衆国著作権者がヨーロッパから受け取るロイヤルティ支払の増加をはるかに上まわっている。ヨーロッパにおける延長は、ロビー活動家が連邦議会を混乱させ、ヨーロッパが延長の費用を負担するであろうという間違った考え方をさせるために用いた偽装にすぎない。

ソニー・ボノ法は、現在経済的価値を有するか否かにかかわらず、すべての著作物の著作権保護期間を延長する。（1920年代に発行された著作物のうち現在経済的価値を有するのは2パーセントにすぎない。[注 6]）新しい著作物作成のために現在の創作者が使用する建築用ブロックはこのように厳しく制限される。公有財産の発達は完全に停止する。連邦議会は数においては少ないが影響力は強大な特定利害関係者の激しいロビー活動の餌食となったのである。これらの特定利害関係者とは、期間満了寸前の価値ある古い著作物の著作権に目をつけた個人、団体または法人であった。（ディズニーの所有するミッキー・マウスの著作権は、2004年末には満了したであろうし、一方ガーシュイン・ファミリー・トラストの所有するジョージ・ガーシュインのラプソディー・イン・ブルーの著作権は、2000年末に満了していたであろう。）これらの利害関係者には強大なロビー活動に投資する集中的な金銭的インセンティブがあった。しかし著作権保護期間延長の負担は、保護された著作物の使用に対するロイヤルティ支払いの継続の形で一般大衆全体にかかり、さらに重要なのは、ライセンスの取引費用の結果として、または著作権者が単にライセンスを拒絶するという理由のいずれかによって、価値のある新しい二次的著作物が創作されることなく失われる。この一般大衆にかかる負担は、CTEA のためにロイヤルティが流れ続けている特定利害関係者への金銭的利益よりもずっと大きい。しかし、それは非常に多くの人々に拡散されているので、意味のある政治勢力に結集することはできない。それ故著作権保護期間延長立法は民主主義の組織上の失敗である。

著作権は非常に強力な権利の束である。著作権が含むのは、著作物の発行や実演からロイヤルティを徴収する権利だけではない（それも公的費用として些細なものではないけれども）。著作権はまた、著作物の頒布または実演および新しい二次的著作物の創

作を禁止する権利 -- 私的検閲の一つの形式 -- をも含んでいる。著作権が永遠に続くとなれば、様々の現代風再上演に関してシェイクスピアの作品の著作権者によってどんな制限が課せられるかは誰にも分からない。シェイクスピア自身その偉大な戯曲を生み出すことができたであろうか。その戯曲のほとんど全てがそれまでの著作物に依拠すること大であり、多くの場合細目まで依拠していたからである。より長期の著作権保護期間の最強の支持者であるディズニーでさえ、新しい創作物の基礎として公有の著作物から多くの作品を取上げた(例えば、白雪姫、シンデレラ、美女と野獣、人魚姫)。従って、著作権保護期間の延長は、その期間がすでにかくも長いので、非常に悪い社会政策である。

ソニー・ボノ法の合憲性

もちろん、悪い政策であるからと言って法が当然に違憲となるとは限らない。それでも、**Eldred** 事件における連邦最高裁判所の判決は間違っていた。ソニー・ボノ法を打ち負かす堅固な根拠があったのに、同裁判所は単純に無視したのである。連邦議会は間違っただけで同法を可決したけれども、合衆国の制度には「抑制と均衡」(check and balance)が残っている。裁判所は、通常の民主的過程では不可能な場合、公益の救済に乗り出すべきである。連邦最高裁判所はそうするのに十分な根拠を有していたが、その責任を果たさなかった。

合衆国憲法第1条は連邦議会に「著作者および発明者に対して一定の期間、その著作および発明に対する排他的権利を確保することにより、学術および技芸の進歩を促進する」権限を与えている。[注 7] 故に、憲法上の権限は、基本的目標 -- 学術の進歩を促進すること -- を明言し、その目標を達成するための手段、すなわち、著作者に一定の期間排他的権利を付与すること、を特定している。[注 8] **Eldred** 事件の基本的争点は、①議会による(特にすでに存在している著作物に対しての)保護期間の延長が学術の進歩の促進(知識の普及)という憲法の目標に違反したかどうか、および②既存の著作権を延長する権限を連邦議会が有するとしても、経済的価値のある著作物(ミッキー・マウスのような)の著作権が満了寸前になる度に現行の著作権保護期間を単に延長することで事実上無期限の保護期間の付与を連邦議会に許容することによって、「一定の期間」という要件が害されるかどうかであった。連邦憲法の起草者たちは議会の権限にこれらの制限を設けた。それは、著作権や特許の一定期間の独占には創作のインセンティブを与える利益があるけれども、州が独占を付与する危険性と、立法府が容易に特定の利害関係者の支配されうることを起草者たちが知っていたからである。

著作権立法の憲法上の目標として考えられた「学術の進歩」は、大きくかつ成長を続ける公有著作物に決定的に依存する。CTEA の下では、幾つかの重要ではない例外はあるが、公有の著作物は 2019 年まではゼロ成長となるであろう。連邦最高裁判所が同法の合憲性を確認したからには、連邦議会が 2015 年頃に同じことをするのを止める、原則性のある方法はなく、その結果「分割払い方式による永遠な著作権」となる。

合衆国の「抑制と均衡」という憲法上の制度を維持するためには、裁判所がこのような事件に介入することがきわめて重大である。[CTEA に対する]挑戦者は、「一定の期間」という制限が、連邦議会は既存著作物の保護期間を絶対に延長できない、ということの意味すると論じた。これは憲法の本文およびその基礎となる政策、特に満了寸前の経済的価値のある著作権を持つ特定利害関係者のロビー活動から連邦議会を守る政策、に関して正当な解釈であった。

しかしながら、[CTEA に対する] 挑戦者の議論はまた、1976 年法による 19 年延長の効果の違憲性及びはるか昔のそれ以前の著作権保護期間延長の違憲性をも含んでいる。連邦最高裁判所は Eldred 事件において、本質的な論争のなかった著作権保護期間延長の長い歴史に大いに依拠して、既存著作権の保護期間は絶対に延長することはできないという[CTEA に対する]挑戦者の主張を退けた。

筆者が先に勧告した中間的アプローチは[注 9]、保護期間を含めて基本的著作権政策の均衡を連邦議会に残すが、憲法上の制限（「一定の期間」、「著作者」、「学術の進歩の促進」など）に関係する議会の決定を強い司法精査に服させることを条件とするものであった。このアプローチは、連邦議会が憲法上の制限の正しい見方を念頭において行動すること、その行動がそれらの制限と適合すると信じるのにもっともな理由を提供すること、公有の著作物への侵入を狭くし、その行動が著作物を創作し普及させるインセンティブの促進を確保するのに必要以上のものは奪われないようにすること、を明らかにするよう要求する。この分析によれば、従前の著作権保護期間延長及び米国がベルヌ条約に従うために 1994 年に外国著作権を復活させたこと[注 10]は有効としつつ、ソニー・ボノ法は明確に違憲だと判定できる。残念なことに連邦最高裁判所は Eldred 事件においてこのアプローチを取上げなかった。

ほとんど誰でも知的、芸術的努力の創作的成果に対し何らかの形で知的財産保護を与えることの重要性を認める。合衆国憲法の起草者たちは特許法と著作権法による創作のインセンティブの必要を正しく認識していた。起草者たちはまた、公有の著作物を窒息させることによって、現在の著作者を妨害し、長期にわたり重荷となる独占の危険をも認めていた。これが起草者たちが著作権立法に「学術の進歩の促進」および著作権の

与える排他的権利は「一定の期間」のみ容認されるべきことを要求した理由である。偉大なジョージ・ガーシュインが 1920 年代と 1930 年代に作曲していた時、彼は 56 年の著作権保護期間を「想定」していた[注 11]。彼はこのような代価で作曲することに満足していたはずである。我々は無償で、彼の没後約 40 年経った 1976 年にその保護期間に 19 年を追加した。ソニー・ボノ法はさらに 20 年を今追加した。筆者の意見では、没後 60 年以上経った今、ジョージ・ガーシュインの音楽はガーシュイン・ファミリー・トラストをコントロールする彼の甥たちの非創造的集団に属するよりもずっと多くアメリカと世界のものである。彼らは社会に何らの貢献をすることなく毎年何百万ドルものロイヤルティを吸い上げ続けている。

合衆国はソニー・ボノ法を制定して大きな過ちをおかし、連邦最高裁判所は立法過程の現実に対処することなくその誤りを倍加した。連邦議会は、集中された利益のゆえに本質的に特定利害関係者に「支配」され、著作権保護期間延長の結果生じる負担を拡散する。基本的不均衡は甚だしくかつ永久的に公益を害し、この不均衡は注意深く原則性のある司法の監督によってのみ正しくすることができる。そのような監督は、知的財産諸法を採択する議会の権限に含まれる基本的な憲法上の価値が、遵守され従われることを確保するものでなければならない。連邦最高裁判所は今やその監督の可能性を排除してしまった。

日本における保護期間の延長

日本は現在著作権保護期間の延長を考慮中であって、ヨーロッパ連合と合衆国のあとに続こうとしている。これは大きな間違いであろう。著作権保護期間を延長しても日本には何らの意味もない。合衆国やヨーロッパの著作物が日本国内で公有物である場合、日本の消費者がそれらの享受のために支払う額はずっと少ないであろう。さらにもっと重要なことは、日本の創作者が、日本人であると否とを問わず誰でもが享受できる古典を新しい二次的著作物の作成に自由に用いることができるのである。従って、日本ばかりでなく全世界が日本における健全性の維持に関心をよせている。日本は著作権の保護期間を延長してはならない！

[注 1] 537 U.S. _____, 123 S. Ct. 769 (2003)。

[注 2] Copyright Term Extension Act, P.L. 105-298, 105th Cong., 2nd Sess. (1998)。

[注 3] 合衆国内の著作権保護期間延長の論戦についてのさらに多くの情報には、筆

者の「著作権延長に反対」を参照。

web site at <http://www.law.asu.edu/Home Pages/Karjala/Opposing Copyright Extension/>

- [注 4] 明らかに既存著作物を創作するための新しいインセンティブはあり得ない。何故なら定義上既存著作物はすでに創作されたものだからである。その上、将来の著作物について基礎的経済分析によれば、「生存期間プラス 70 年」の著作権の現在価値と、「生存期間プラス 50 年」の著作権の現在価値とは区別できないことが示されている(特に著作者の没後 50 年に何らかの価値のある著作物がほとんどないというリスクを考えた場合)。
- [注 5] CTEA に賛成する議論の一つは、同法がヨーロッパ連合諸国のうち「生存期間プラス 70 年」の保護期間とするものの増加と我国の法をもっとうまく調和させるであろうということであった。しかし合衆国において 1976 年以前の著作権はすべて 75 年(現在 95 年)であり、そのいずれもヨーロッパの古い「生存期間プラス 50 年」または新しい「生存期間プラス 70 年」の保護期間と調和させない。ジョージ・ガーシュインの例を考えよう。ガーシュインは 1937 年に亡くなったので、彼の作品のすべてはヨーロッパでは 2007 年末に公有の著作物に入る。CTEA 法が合憲となったからには、彼の依然保護されている作品(ほとんど全作品)のうち合衆国内で最も早く公有の著作物に入るのは 2019 年である。これが「調和化」のように見えるか？
- [注 6] 計算根拠については、Edward Rappaport, Copyright Term Extension, Estimating the Economic Values, CONGRESSIONAL RESERCH SERVICE REPORT FOR CONGRESS 8,12,15,16 (MAY 11.1998).
- [注 7] 合衆国憲法第 1 条第 8 節第 8 項。
- [注 8] この権限は今まで常に「配分的に」読まれてきた。すなわち、「学術の進歩」は「著作者」の「著作物」に与えられる排他的権利を指し、一方「技芸の進歩」は「発明者」の「発明」に与えられる排他的権利を指す。
- [注 9] Dennis S. Karjala, Judicial Review of Copyright Term Extension Legislation, 36 LOYOLA L.A. L.REV. 199 (2002) , <http://lr.lls.edu/eldred/karjala-orinal6.pdf> で入手可能。
- [注 10] 1994 年に採択された合衆国著作権法第 104A 条は、外国著作物の合衆国内での著作権が、著作権表示のある発行および存続期間の 28 年目の著作権更新など、それ以前の合衆国法が要求する形式に従わなかったために失われた著作権を回復する。
- [注 11] これは著作権保護が実際に彼に作曲をさせた要因の一つであると想定した上

での話である。

[訳：早川千鶴＋相山敬
士]